



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の施行認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 生活保護法による指定施術機関の指定取消し……………
- ……………(福祉局生活福祉部保護課)……………

告示 (海区漁調)

- 東京海区におけるそでいか漁業の制限……………
- ……………
- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………
- ……………

告示

● 東京都告示第六百八十五号

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第四条第一項の規定に基づき西東京市中町六丁目土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の住所及び氏名

西東京市中町六丁目二番二十五号 貫井 正彦

二 事業施行期間

令和七年六月五日から令和九年九月三十日まで

三 施行地区

西東京市中町六丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

西東京市中町六丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

西東京市中町六丁目二番二十五号

六 施行認可の年月日

令和七年六月五日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

西東京市役所の掲示板又は施行地区内に掲示する。

● 東京都告示第六百八十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和七年五月八日	西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目二十三番 幅員 六・〇〇

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和七年五月八日	西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目二十三番 幅員 六・〇〇

● 東京都告示第六百八十七号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第五百十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

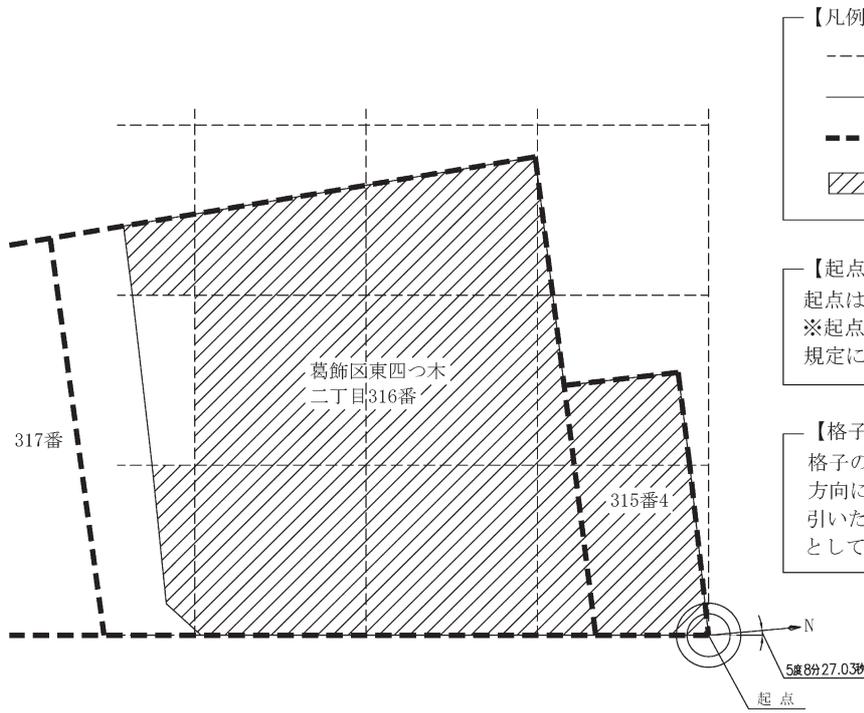
一 指定を解除する区域 別図のとおり (葛飾区東四つ木二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、座標 (X=-29998.0345、Y=1041.5627) とする。
 ※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(5度8分27.03秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十一条第二項第二号及び第五十五条第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定した医療扶助のための施術を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

取消し
令和7年3月分
施術者

番号	施術者名	施術所名	施術所所在地	取消年月日
1	奈良 大吾郎	初台針灸治療院	東京都渋谷区初台1-38-8 初台 ガーデンヒルズ1F	令和7年3月24日

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第五号

東京海区（小笠原海域に限る。）におけるそでいか漁業（以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年六月五日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、五十隻とする。

(二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、

五十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに令和八年七月三十一日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和七年七月一日から令和八年六月三十日までとする。

●東京漁調指示第六号

東京海区（小笠原海域に限る。）における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年六月五日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(採捕の禁止)

一 東京海区（小笠原海域に限る。）において、総トン数

二十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和七年七月一日から令和八年六月三十日までとする。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

